

第 4 4 1 回佐賀地方最低賃金審議会

1 日 時 令和 5 年 10 月 30 日 (月) 15 時 04 分 ~ 16 時 2 分

2 場 所 佐賀第 2 合同庁舎 共用大会議室 1

3 出席者

公益委員	安 德 弥 生
	甲 斐 今日子
	富 田 義 典
	安 永 治 郎

労働者代表委員	東 島 美 香
	松 尾 和 寿
	諸 富 敬 悟
	山 口 幸 一

使用者代表委員	西 岡 剛 志
	浜 村 圭 介
	平 野 智 子
	福 母 祐 二
	松 尾 剛 彦

事務局

労働局長	重 河 真 弓
労働基準部長	和 田 雅 弘
賃金室長	北 村 雅 道
室長補佐	山 下 恵美子
賃金調査員	伊 東 怜 奈

室長補佐

定刻となりましたので、ただ今より、第 441 回佐賀地方最低賃金審議会を開催いたします。

審議に入ります前に、事務局から御報告いたします。松本委員、吉岡委員は欠席の御連絡をいただいております。本日は、13 名の委員が御出席であり、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項に規定する定足数の 10 人に達していることを御報告いたします。

それでは富田会長、議事の進行をよろしく願います。

富田会長

皆さん、こんにちは。御多忙の中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

それでは、第 441 回佐賀地方最低賃金審議会を開催します。

議事次第(1)です。佐賀県一般機械器具製造業関係最低賃金および電気機械器具製造業関係最低賃金の改正についてです。9月5日に開催されました第440回の審議会におきまして、専門部会の全会一致で決議された場合は、最低賃金審議会令第6条5項を適用し、専門部会の決議をもって審議会の決議とするところですが、一般機械器具製造業関係最低賃金および電気機械器具製造業関係最低賃金における本年度の専門部会における審議にしましては、全会一致に至りませんでした。従いまして、本審議会におきまして、改正審議を行うとして、皆様にお集まりいただいた次第です。

それでは審議に入ります前に一般機械器具製造業関係最低賃金の専門部会における審議と結果につきまして、安永部会長代理より御報告いただきます。よろしく願います。

安永委員

皆様、こんにちは。

安永より佐賀県一般機械器具製造業関係最低賃金専門部会の審議概要と結果について報告いたします。

10月5日から23日までの間5回に渡り、熱心かつ真摯に審議いただいたところですが、全会一致には至りませんでした。労働者および使用者双方のお立場より、御主張御意見がなされたところではございますが、まず労働者側からの御主張を紹介いたしますと、人材不足により技術継承ができていない、人材の県外流出防止をして地域産業を守るために特定最低賃金は重要になる。同業他社と比較して、隣県に対抗できるよう非正規労働者のためにも一定額を引き上げる必要がある。次に地域別最低賃金の引き上げ額は全国一になりインパク

トが大きかった。高卒の有効求人倍率は高く、人材確保のために特定最低賃金もその優位性を確保する必要がある。地域別最低賃金と特定最低賃金の差が縮小してくるのは理解しているが、最低賃金の基礎調査の賃金階級別労働者分布においても1,000円以上が大きく、特定最低賃金の金額はその実態と離れている。

以上の主旨、御主張、御意見が労働者委員から示されました。

一方、使用者委員からの御意見、御主張を紹介いたします。

まず、物価高により景況感、収益率共に悪化している。直近の7月および8月の調査結果では、悪化は顕著である。特に電気代上昇の影響が大きく、輸送費等の価格転嫁ができていない。次に中小企業団体連合会や佐賀県経営者協会の調査においては、賃金の支払い能力に余裕があるとは判断できない。その要因としては、原材料価格、燃料価格が高止まりしていること、価格転嫁が進んでいないことが挙げられる。またゼロゼロ融資の返済が始まり、倒産も増加傾向にある。組織労働者の賃上げ率を特定最低賃金の審議に持ち込むことは問題ではないか。地域別最低賃金は弱者救済的の意味合いこそあるが、特定最低賃金は基幹的労働者のためのものであり考え方が異なる。傘下事業場に何のデータでどうなったか説明しなければならないが、説明できるだけの客観的な根拠が見当たらない。

以上の主旨の御主張御意見が使用者側よりなされました。こうした御主張御意見を基に、労働者側・使用者側双方から、何度か引き上げ額が提示され、この引き上げ額を一致させるべく審議を重ねたところではありますが、結果として一致に至りませんでした。そのため公益委員としては、労働者側・使用者側双方の御主張御意見を踏まえつつ、一般機械器具製造業関係における全国の最低賃金の引き上げに関する状況や、第1・20分位数などを総合的に勘案いたしまして、45円の引き上げを提案し採決を行い、結審いたしました。そして専門部会を取りまとめ本日報告書を提出したところでございます。専門部会報告書はお手元にあるとおりでございます。

私から審議の概要と結果報告は以上です。

富田会長

ありがとうございました。

まず公益委員の皆様で補足がありましたらお願いいたします。

(公益委員の補足説明なし)

富田会長

ないようですので、それでは労働者委員と使用者委員の皆様から補足がありましたらお願いいたします。

(意見なし)

富田会長

それでは次ぎ、電気機械器具製造業関係専門部会におきまして、審議概要と結果につきまして甲斐部会長より報告いただきます。

甲斐委員

佐賀県電気機械器具製造業関係最低賃金専門部会の審議概要と結果について私から報告いたします。

10月16日から10月25日までの間、3回に渡り熱心且つ真摯に御審議いただいたところですが、全会一致には至りませんでした。

労働者側・使用者側双方から御主張、御意見がなされました。

労働者委員の皆様からは、人材確保という点を一番に強調されました。他県への流出、他産業への流出、それを防ぐために、電気産業として一定の優位性を持った最低賃金が必要であるという主張でした。

2点目は地域別最低賃金との優位性を確保する必要があるということです。電気機械産業の労働者には一定のスキルが求められる。それに答えるためにも他産業と違い地域別最低賃金と優位性を確保する必要があるという意見でした。

一方、使用者委員からは人材確保は重要であるが、下請け業者等の中小零細企業にとって大幅な賃上げは、人材確保以前に企業自体が消滅してしまう恐れがあるのではないかという御意見がありました。

また現在の状況は燃料代の高止まり、海外の状況のウクライナ情勢の長期化、中東情勢等刻一刻と状況は変化している。そういった中で、大幅な賃上げは非常に難しいという主張をいただきました。

このように両者ともにそれぞれの立場から熱心な御意見を伺いまして、労働者側・使用者側双方においても何度か引き上げ額について御提示をいただきましたが、引き上げ額について一致させることができませんでした。

そのため公益委員としましては、労働者側・使用者側双方の御主張御意見を踏まえつつ、電気機械器具製造業関係における全国の最低賃金の引上げ状況等を勘案しまして、43円の引上げを提案し、採決を行い、結審したところです。専門部会報告を取りまとめ、本日報告書を提出しました。専門部会報告書はお手元にあるとおりです。

審議内容と結果については以上です。

富田会長

どうもありがとうございました。

公益委員からは私が出席しておりましたが、補足説明はありません。

その他、労働者委員、使用者委員から補足がありましたら、お願いします。

(意見なし)

富田会長

それでは、次に専門部会の委員でない本審議会の委員の方がおられますので、専門部会で用いた資料の説明をお願いします。

賃金室長

賃金室長の北村です。

私の方からは、一般機械器具製造業専門部会及び電気機械器具製造業専門部会の審議で使用した資料について、専門部会委員以外の委員の皆様もおられますので簡単に説明させていただきます。

まず1ページをご覧ください。特定最低賃金の公示日別最短効力発生予定一覧表です。本日10月30日に答申されますと、12月29日に発効することになります。

3ページから7ページは、両専門部会共通の資料でございます。

3ページの「消費者物価指数の対前年(同月)増減率推移」を御覧ください。全国・佐賀共に同じような動きになっていまして、御存じのとおり、令和4年の4月から急激にウクライナ情勢等を始め、円高で物価が急騰しています。令和5年2月からは、対前年比指数は高止まりしている状況ですが、4ページの「消費者物価指数(総合)の推移」を見ると、消費者物価指数が右肩上がりの状況が分かります。

5ページの「国内企業物価指数と対前年比の推移」においては、国内企業物価指数が令和3年から急激に上昇し、令和4年12月から高止まりしている状況が見られます。

6ページをご覧ください。鉱工業総合指数の推移(令和2年=100)全国のデータで生産・出荷・在庫の折れ線グラフになっています。生産・出荷は連動した動きになっており、ほとんど100を上回る指数となっています。在庫については、令和4年以降では、4月の97.9を下限として若干の増加傾向が見られます。

7 ページは、鋳工業総合指数の推移（平成 27 年 = 100）佐賀のデータです。生産・出荷は連動した動きですが、平成 27 年基準なので、100 未満になっています。在庫は月により変動が大きく、令和 5 年 1 月と 2 月に指数が低くなりましたが、その後増加傾向が見られます。

8 ページおよび 9 ページは一般機械の改正申出概要ですが、これについては、9 月 5 日の本審時に説明済ですので説明を省略します。

10 ページは、鋳工業生産指数の推移（一般機械工業）の資料です。令和 3 年までは、全国・佐賀共に平成 27 年を 100 とした指数ですが、令和 4 年からは、全国は令和 2 年を 100 とした指数、佐賀は平成 27 年を 100 とした指数のままとなっています。全国は経済産業省のデータ、佐賀は佐賀県統計課のデータとなっており、経済産業省は、令和 5 年 4 月公表から令和 2 年基準に変更しています。今後佐賀県統計課のデータも全国に合わせて令和 2 年を 100 とした指数に変更となると思われますが、現時点では記載のデータのままとっています。

上の表は令和 3 年から令和 5 年までの、鋳工業総合の全国と佐賀県、生産用機械工業、汎用機械工業の全国と佐賀県の数値を載せています。

下が令和 4 年の 1 月から 12 月までと、令和 5 年の 7 月までの指数となっています。

11 ページは、「鋳工業生産指数（一般機械関係）の推移（令和 2 年 = 100）全国のデータで、生産用機械工業、汎用機械工業の折れ線グラフになっています。

令和 2 年はコロナ禍の年なので、当然その後は生産用、汎用共に指数は常に 100 を超えています。生産用機械の指数が高い傾向にあります。

12 ページは、「鋳工業生産指数（一般機械関係）の推移（平成 27 年 = 100）佐賀のデータです。

平成 27 年比ということもあり、生産用・汎用共に指数は 100 を下回る事が多く、月により変動幅も大きくなっています。

13 ページは、鋳工業出荷指数の推移（一般機械工業）の資料です。これにつきましても全国のデータが令和 4 年から令和 2 年基準の指数に変更になっていますので、どうしても全国より佐賀が低い指数になっています。

14 ページは、「鋳工業出荷指数（一般機械）の推移（令和 2 年 = 100）全国」のデータで、生産用機械工業、汎用機械工業の折れ線グラフです。生産指数と同様に生産用機械の指数が高い傾向にあります。令和 4 年 9 月は汎用機械の指数が上回っています。

15 ページは、「鋳工業出荷指数（一般機械）の推移（平成 27 年 = 100）佐賀」のデータです。これにつきましても平成 27 年基準なので、100 を下回ってい

る月が多く、月により変動幅が大きくなっています。汎用機械については、100を超える月も見られます。

16 ページは、鋳工業在庫指数の推移（一般機械工業）の資料です。これにつきましても全国データが令和4年から令和2年基準の指数に変更になっています。また、佐賀県については、汎用機械工業のデータが示されていません。

17 ページは、「鋳工業在庫指数（一般機械関係）の推移（令和2年=100全国）のデータです。汎用機械は常に100を上回り、生産用機械は100前後で推移していましたが、令和5年3月から増加傾向が見られます。

18 ページは、「鋳工業在庫指数（一般機械関係）の推移（平成27年=100佐賀）のデータです。生産用機械工業だけのデータで、月により変動幅が大きい傾向ですが、令和5年3月以降は100を上回っている状況です。

19 ページ以降は今年6月に佐賀労働局賃金室で行った最低賃金の基礎調査の結果をまとめたもので、総括表を4ページ分付けております。

総括表を見やすくしたものが23ページ以降の令和5年度佐賀県特定最低賃金対象産業の賃金階級別労働者分布（機械）です。現行の一般機械の最低賃金額は929円で未満率は3.3%です。左の中ほどに黄色く色を塗っているところが、現行の最低賃金です。これより上が最低賃金未満で、下が最低賃金以上のところになっております。

23 ページの内容をグラフにしたものが、24 ページの特定最低賃金対象産業の賃金階級別労働者分布です。現行最低賃金額の929円のところに赤い点線を入れて、<令和4年度改正最低賃金額>と表記しております。

25 ページの1時間当たりの所定内賃金特性値をご覧ください。平成27年度から令和5年度までの第1・20分位数、第1・10分位数、一般機械最低賃金改正額、地域別最低賃金との比較と影響率を載せています。令和5年度の第1・20分位数は951円、第1・10分位数が1,011円になっています。

26 ページおよび27 ページをご覧ください。令和5年度特定最低賃金額改定後の影響率等（機械）の資料です。現行の一般機械最低賃金額が929円、調査対象労働者数は2,577人です。左上の929円から始まっていますが、929円未満の人の割合を表す未満率は3.30%です。そこから1円刻みの表を作成しております。それぞれの影響率を表の一番下に算出しております。基礎調査で使用しているシステムの設定の関係で980円以上は、未満労働者と影響率が10円ごとに表記されています。

28 ページは、一般機械器具製造業関係最低賃金決定状況一覧です。項目として、改正の諮問日、審議会の開催日、専門部会の開催日、答申日、採決状況、発効日、時間額、影響率、未満率を載せています。平成25年から令和4年までの一般機械器具製造業関係の決定状況を一覧としてまとめております。採決

状況は、○が全会一致、 が使用者側反対、 が労働者側反対という意味です。

29 ページからが電気機械の資料になります。29 ページは改正申出の概要なので説明を省略いたします。

30 ページは、鋳工業生産指数の推移（電気機械工業等）の資料です。一般機械と同じく令和3年までは、全国・佐賀共に平成27年を100とした指数ですが、令和4年からは、全国は令和2年を100とした指数、佐賀は平成27年を100とした指数のままとなっています。表記は一般機械器具関係製造業と同じです。

情報通信機械工業の佐賀県の指数が極端に低い指数になっていますが、平成27年を100としていて、平成27年当時は携帯電話がガラ系からスマホに切り替わっている時期で生産が好調であったこと、佐賀県は全国に比べて中小企業が多いことから、全国より指数が低いことが考えられます。

31 ページは、「鋳工業生産指数(電気機械工業関係)の推移(令和2年=100)全国のグラフです。電気機械工業は安定して100を上回る指数を維持しています。電子部品・デバイスは、令和4年10月まで100を上回っていましたが、11月以降下回っています。情報通信機械は、令和5年5月まで若干の増加傾向が見られましたが、6月から減少傾向にあります。

32 ページは、「鋳工業生産指数（電気機械工業関係）の推移（平成27年=100）佐賀の指数です。電子部品・デバイスにつきましては、佐賀に大手企業が入られていますので、高い指数を維持しています。電気機械工業は令和5年2月以降100に近い指数で推移し、情報通信機械は、10 ページで説明したとおり、低い指数で推移していますが、令和5年5月から若干の増加傾向が見られます。

33 ページは、鋳工業出荷指数の推移（電気機械工業等）でこれにつきましても令和4年から全国は令和2年基準、佐賀は平成27年基準のままになっています。

34 ページは、全国の出荷指数（電気機械工業関係）の推移のグラフです。電気機械工業は100を上回る指数で推移し、電子部品・デバイスも100を上回っていましたが、令和5年に入ってから100を下回る月も見られます。情報通信機械は令和4年に入ってから若干の増加傾向が見られますが、令和5年5月の95.1をピークに減少傾向が見られます。

35 ページは、出荷の佐賀の指数の推移で平成27年を100とした指数です。佐賀の場合は、生産と連動した動きになっています。

36 ページは鋳工業在庫指数の推移で、これにつきましても全国は令和4年から令和2年基準の指数、佐賀は平成27年基準のままとなっています。また、佐賀の電気機械工業、情報通信機械工業はデータが示されていません。

37 ページは鋳工業在庫指数（電気関係）の指数の推移で令和2年を100とした指数です。

電気機械工業、電子部品・デバイスは、100を上回る指数で推移しています。情報通信機械は、80～90で推移していましたが、令和5年6月から100を上回る指数となっています。

38 ページは在庫指数の佐賀のグラフで平成27年を100とした指数となっています。在庫につきましては、電子部品・デバイスのみですが、令和4年からは140以上の高い指数になっており、若干増加傾向が見られます。

39 ページから42 ページは、今年労働局において最低賃金に関する基礎調査を行った結果となります。これを見やすくしたものが、43 ページ以降です。

43 ページの令和5年度佐賀県特定最低賃金対象産業の賃金階級別労働者分布(電気)をご覧ください。現行最低賃金額は900円、未満率は2.8%です。左の黄色に塗っている900円が現行の最低賃金額です。これより上が最低賃金を下回っている労働者の数、これより下が最低賃金を上回っている労働者の数です。

これをグラフにしたものが44ページになります。上のほうにある赤の点線が「令和4年度改正の最低賃金額900円」で、これより上が最低賃金未満、これより下が上回っている労働者の数です。

45 ページの「1時間当たりの所定内賃金特性値」をご覧ください。数字は平成27年度から令和5年度までで、令和5年度の第1・20分位数は900円、第1・10分位数は909円になっています。

46 ページは「令和5年度特定最低賃金額改定後の影響率等(電気)」の表で、最低賃金額900円、調査対象労働者数は1,489人です。900円の未満労働者数は41人で、未満率が2.75%です。右に移りますと1円刻みで、未満労働者数が何人で、影響率が何%なのかが分かる表となっております。

47 ページの951円以降は使用しているシステムの関係上、未満労働者数、影響率は、10円単位の表記になっています。

最後に48ページの電気機械器具製造業関係最低賃金決定状況一覧をご覧ください。平成25年度から令和4年度までの専門部会の開催状況や、答申日、採決状況、発効日、引き上げ額、影響率、未満率をまとめた表です。

事務局からは以上です。

富田会長

どうもありがとうございました。

それぞれ説明いただいた資料をもとに、審議をしまして、安永部会長代理と甲斐部会長の報告にございましたような内容を経て、皆様のお手元にある専門

部会報告に至ったという経緯です。

それでは、佐賀の2部門の特定最低賃金の審議を行っていきます。金額に関して引き上げ額を申し上げますと、一般機械器具製造業は45円、電気機械器具製造業は43円引き上げるということで、これにつきまして、今説明いただいた資料を含めて審議を行っていきます。

皆様、時間をとってこの場に集まって審議しますか。それともこのまま審議を続けますか。いかがでしょうか。

松尾委員

時間はいいですね。そのままでもいいです。

富田会長

使用者側はいかがですか。

福田委員

このまま続行していいです。

富田会長

それでは引き続き、審議を行います。

専門部会報告に沿って結論を出すかどうかということですが、皆様、採決によって結論を導くということはいかがでしょう。

(異議なし)

富田会長

それでは採決をとらせていただくかたちでよろしいでしょうか。

(異議なし)

富田会長

では、採決で決定することとします。

まず、一般機械器具製造業関係の方から審議をいたします。

佐賀県一般機械器具製造業関係最低賃金に関しては、本年度は45円引き上げて一時間当たり974円とすることに賛成の委員の方は挙手をお願いします。

次に反対の委員の方は挙手をお願いします。

出席の委員は13名で賛成7名、反対5名で、13名のうち7名賛成で過半数

に達しましたので 45 円引き上げて 974 円にするということで決めさせていただきます。

次に電気機械器具製造業関係最低賃金の本年度の引き上げ額について御提案いたします。引き上げ額は 43 円で一時間当たり 943 円とすることに賛成の委員の方は挙手をお願いします。

それでは次に反対の委員の方は挙手をお願いします。

出席の委員は 13 名で賛成 7 名、反対 5 名で、13 名のうち 7 名賛成で過半数に達しましたので 43 円引き上げて 943 円にするということで決めさせていただきます。

改めて両部門の金額を申し上げます。

一般機械器具製造業関係最低賃金にしましては、引き上げ額を 45 円とし、一時間当たり 974 円とします。発行日は法定どおりですと 12 月 29 日となりますがよろしいでしょうか。

(異議なし)

富田会長

どうもありがとうございます。

それでは一般機械器具製造業関係に関しては以上とさせていただきます。

続きまして、電気機械器具製造業関係最低賃金にしましては、引き上げ額を 43 円とし、一時間当たり 943 円とします。発行日は法定どおりですと 12 月 29 日となりますがよろしいでしょうか。

(異議なし)

富田会長

どうもありがとうございます。

以上で一般機械器具製造業関係最低賃金および電気機械器具製造業関係最低賃金の改正決定にしましては以上とさせていただきます。

それでは答申文(案)を作成します。

(答申文(案)配布)

富田会長

それでは事務局から朗読をお願いいたします。

賃金室長

それでは一般機械器具製造業関係の答申文(案)を朗読させていただきます。

(各委員へ答申文(案)朗読)

富田会長

それでは引き続き電気機械器具製造業関係についても朗読をお願いいたします。

賃金室長

電気機械器具製造業関係の答申文(案)を朗読させていただきます。

(答申文(案)朗読)

富田会長

どうもありがとうございます。

両部門の答申文(案)ですが、以上の朗読いただいた内容でよろしいでしょうか。

富田会長

どうもありがとうございます。

それでは(案)を削除していただいて、これを答申文といたします。それでは労働局長へ答申いたします。

両部門を一緒に答申するということがよろしいでしょうか。

(異議なし)

富田会長

それでは答申いたします。

(答申文手交)

労働局長

ただ今、佐賀県一般機械器具製造業関係最低賃金および電気機械器具製造業関係最低賃金の改定について答申をいただきました。

地域別最低賃金がこの何年か大幅に引きあがっているという状況が続いているなかで、今回の特定最低賃金の審議ということについては、労働者側・使用者側の合意を見出すことがなかなか難しかったと感じております。そうした中で、委員の皆様には例年にも増して、今年は特に審議を尽くしていただいたと思っております。本日は結果的に採決になりましたが、結論をまとめていただいたことについて、改めて御礼を申し上げます。ありがとうございました。

今後ですが、発効に向けた手続を着実に進めますと共に、発効後の周知に努め、また履行確保に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

また、引き続き業務改善助成金の各種支援策の活用によって中小企業や小規模事業所の皆様に対する支援をなお一層取り組んでまいりたいと思っております。委員の皆様方におかれましてもそれぞれのお立場で最低賃金額であったり、支援策の周知について御支援を賜りたいと思っております。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

富田会長

以上を持ちまして、議事次第(1)が終了しました。そのほか、事務局から何かございませんか。

賃金室長

今後の日程について説明いたします。本日の答申に対しまして、異議のあるものの申し出を受け付けるために、本日付けで11月14日まで本庁舎掲示板に公示いたします。

また陶磁器同関連製品製造業最低賃金についてですが、専門部会において全会一致で決議されましたので、最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、本審議会を開かずに結審しております。

なお、当該部会における改正審議の詳細につきましては、時間の関係もあり来年3月に開催する本審議会にて報告させていただきます。

事務局からは以上です。

富田会長

本日の審議会は以上とさせていただきます。

福母委員

すみません。

意見を述べたいのですが。

富田会長

はい、どうぞ。

福母委員

使用者側委員としては納得のいかない、極めて高い額で決定されました。要望が2つあります。

先ほど局長のお話にも出てきましたが、助成金についてです。県の助成金制度は2パターンあり、上限120万円の3分の2補償、同じように中小企業診断士の方々でのチーム支援という助成金が設けられています。

残念ながら県の助成金は11月6日までであり、募集開始から1か月という短期間で終了する予定と聞いています。金額は先ほど申し上げたとおり、国の業務改善助成金よりはるかに金額は少ないですが、申請も多いと聞いていますし、手続も簡便だと聞いています。一方、業務改善助成金の手続については、非常に手続が煩雑という生の意見も聞いています。

このように引き上げられると特に電機機器製造業に関しては、廃業する会社も多く出てくると思います。

納入先からの買い上げる単価が最低賃金を根拠にして積算した値段より低い金額で抑えられると儲からないので事業をしませんということで、4～5年ほど前は2社ほど廃業されました。

そのようなことが不幸にして起きないようにできるだけ支援していただきたいことと、周知徹底を図っていただきたいということを労働局に強く要望します。

繰り返しになりますが、助成金制度等の周知徹底を図っていただきたいということです。手続が煩雑で申請をやめてしまう会社もあると聞いております。

その点を踏まえた上で、発効日の前に助成金を使ってくださいという周知には是非取り組んでいただけると有難く思います。

以上です。

西岡委員

すみません。私からもよろしいでしょうか。

富田会長

はい、どうぞ。

西岡委員

私からは3点ほどあります。

1点目は第一回目の審議会のときに特定最低賃金の改正の在り方について、本当に改正の必要があるのか否か、今一度考える必要があると言いましたが、陶磁器においてはほぼ金額が地域別最低賃金と同額であり、特定最低賃金として必要なのか否か、次回は検討する必要があると思っています。

2点目です。今回、大幅な賃上げの理由として人材確保と人材流出が大きな要因になっていましたが、45円や47円等大きく金額が上がったなかで、流出防止にどのように効果があったのか、これについては局の方でもできる限り調べを尽くしていただきたいと思っています。

3点目は、県からの申し入れの影響です。私は審議の中で大きな影響があったと思っています。しかし多くの方々から影響があったのではないかという話を伺っております。今後は影響を及ぼすような申し入れについては、受け入れの可否について、考える必要があると思いました。

以上、併せて3点のお願いを述べさせていただきました。以上です。

富田会長

ほかに御意見ございますか。

(意見なし)

富田会長

それでは今出された御意見等を頭に入れまして、今年の審議会は終了したいと思えます。熱心に御審議いただきまして、会長として心から御礼申し上げます。来年も同じように丁寧にできるだけ納得がいくように行いたいと思っています。皆様ありがとうございました。

署名につきましては、労働者側は松尾(和)委員、使用者側は浜村委員をお願いいたします。皆様、お疲れ様でした。

閉会

会 長

労働者代表委員

使用者代表委員
